

第4回 箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会

日時：平成21年（2009年）9月17日（木）午後2時

場所：箕面市役所 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 審議案件

- ・大阪府営水道導入及び桜ヶ丘水源のコスト比較等について
- ・桜ヶ丘浄水場に係る審議経過のまとめ及び答申骨子について

3 報告案件

- ・第3回審議会における2つの検討事項について

4 その他

大阪府営水道導入及び桜ヶ丘水源のコスト比較等について

(1) 水源のコスト比較

今後の桜ヶ丘浄水場のあり方について、1. 現浄水場が老朽化してきている中で既存施設を活かし、修理、更新をしつつ稼働を継続していく、2. 水源を大阪府営水道に変更して当該浄水場を廃止していくことについて、それぞれの概算費用とともに、これらに基づくコストについて推計しました。(資料1・2参照)
この結果、平成26年度並びに平成31年度におけるコストは、現在の府営水道料金と比較すると、**桜ヶ丘水源の方が低額になると見込まれます。**

【コスト・1m ³ あたり】	(平成26年度)		(平成31年度)	
コストの内容	桜ヶ丘	府営水	桜ヶ丘	府営水
水源コスト	51円	88円	47円	88円
浄水場更新等での増加	12円	—	15円	—
大阪府営水道への変更	—	7円	—	6円
計	63円	95円	62円	94円

【備考】

* 水源コストにおいて、桜ヶ丘水源については、現施設を更新しないと仮定して、経年による施設減耗や起債償還完了による利払い減少を見込んだものである。
また、大阪府営水については現時点の料金で比較の対象としたものである。

(2) バックアップ補強の必要性

現在の施設、設備を維持管理していくには、耐用年数を超える施設もあることから、不測の故障、機能停止などへの備えが重要になります。

桜ヶ丘浄水場からの送水が停止した場合には、応急的な対応として箕面高区配水池から新稲・桜ヶ丘などに配水できる管路の整備はしていますが、直接配水する作業に時間を要する、濁水発生のおそれがある、配水管路の整備が不十分であるなど、速やかに対応していくには課題があります。

このため、更新等を行うにしても**老朽している施設状況も勘案すると、安定供給できるようにバックアップ機能を補強しておくことが不可欠です。**

《バックアップ機能整備概要》

- ・概算額 80百万円：箕面高区配水幹線から新稲高区配水池へ日量3千m³を送水する管路を整備する。
- ・整備概要 送水管敷設 φ200mm 延長 300m、流量計、電動流量調整弁、監視制御設備1式
- ・整備コスト **平成26年度で約5.5円(同31年度で約4.4円)**の見込み。(減価償却費と起債利息の合計額)

【位置】資料2の図で1案中
(接続)と記載のヶ所

この整備は、桜ヶ丘水源を継続使用していくうえで必要不可欠であるので実施しますが、府営水道との水源コスト比較においては、桜ヶ丘水源に算入する必要がないコストです。
しかし、桜ヶ丘水源の継続に際して一体的に整備するので、付帯コストとして加算して比較した場合でも、右のように桜ヶ丘水源の方が低額で推移すると見込まれます。

【バックアップ分を加えた比較】	(平成26年度)		(平成31年度)	
コストの内容	桜ヶ丘	府営水	桜ヶ丘	府営水
水源コスト比較(1)で算定した計	63円	95円	62円	94円
桜ヶ丘水源バックアップ整備費用	6円	—	4円	—
計	69円	95円	66円	94円

(3) 「桜ヶ丘浄水場」の今後について

現桜ヶ丘浄水場は、施設全体が経年劣化してきているものの、その状況を的確に把握しつつ、適宜、修理、更新等を継続的に実施していくことにより、当該水源のコストは、**平成26年度で約63円（平成31年度で約62円）**であり、現在の府営水道料金よりかなり低額のままで推移すると見込まれます。

一方、大阪府営水道においては、大阪市水道との連携とともに、将来水需要と水源開発費負担の見直しなどにより、料金引き下げの検討もされています。今後、これらの動向に留意していくことが必要ですが、5年後の平成26年度時点の桜ヶ丘水源のコスト見通しを踏まえると、まず5年については、既存施設を維持管理しながら**継続していく方が経済的にも優位**であると見込まれます。

また、その後についても**水源コストの比較において大阪府営水道料金より経済的である限りは、引き続き当該水源を継続することが必要です。**

なお、大阪府営水道の水源である琵琶湖・淀川水系での水質事故などに伴う取水停止、並びに地震、風水害などによる給水制限や停止を極力回避し、市民生活に欠かせない水道を不断なく給水していくという事業の使命からすると、今後とも自己水源と府営水道の複数水源で供給していくことは必要で、これに際して、自己水源の割合、コスト、水質などに関して利用者の意見を反映しながら水源のあり方に慎重に対応していくことが重要と考えます。

(4) 関連する更新、整備の見通し（参考）

引き続き安定して良好な上水を供給していくには、ほぼ同時期に建設した送水・配水施設も老朽化しつつあることから、いずれ更新などが必要になります。

また、現行の浄水処理でも水質基準に適合していますが、これらの施設や関係設備も劣化しており中長期には更新が必要であるので、その際に処理方法を改良することで処理効率や水質の安全性が向上すると見込まれます。

そこで、桜ヶ丘水源を継続使用していくうえで、今後必要になる更新などに関して、参考としてこれらの費用やコストを推計しました。【参考資料(1)(2)参照】

【関連整備によるコスト影響】

関 連 整 備 事 項	平成26年度	平成31年度
送水・配水施設の更新	6円	10円
浄水処理方法改良整備	—	10円
計	6円	20円

… 参考資料(1)

… 参考資料(2)

単位：1 m³あたり

資料 1 桜ヶ丘浄水場の継続について

桜ヶ丘浄水場を引き続き使用していくには、安全で安定した給水を確保していく観点から、施設、設備の老朽状況などに応じた更新や補修が不可欠です。既に耐用年数が到来した施設、設備などは、特に劣化状態や耐用限度等を把握したうえで、的確に補修や更新等をしていくよう努めなければなりません。今後、老朽度調査なども必要ですが、耐用年数、経年状況などを勘案すると、維持管理における対応、更新時期、並びには概算費用などは次のように見込まれます。

(1) 主要な施設・設備の更新、修繕等の見通し

施設区分	名 称	諸元・定格等	維持管理面の対応、措置	更 新 時 期	概 算 費 用	摘 要	
府 営 水 と の 比 較 対 象	取水施設	桜ヶ丘 深井戸	径30 c m、深190m	揚水量点検・浚渫、補修等 その後に掘り替え	5 年以内	2 百万円・修繕	
		〃 揚水ポンプ	φ100 揚水量 1.0m ³ /分 30Kw	毎年点検・状態を踏まえて更新	10年以内	2 0 百万円・更新	
		〃 〃	〃	〃	5 年以内	1 0 百万円・更新	
		半町 1 号深井戸	径35 c m、深200m	揚水量定期観測等・掘り替え	5 年以内	5 0 百万円・更新（位置変更の検討）	
		〃 揚水ポンプ	φ100 揚水量 1.0m ³ /分 30Kw	毎年点検・状態を踏まえて更新	〃	1 0 百万円 〃	
		〃 〃	〃	〃	〃	〃	
	導水施設	半町 2 号深井戸	径35 c m、深200m	揚水量定期観測等・浚渫	10年以内	3 百万円・修繕	
		〃 揚水ポンプ	φ100 揚水量 1.0m ³ /分 30Kw	毎年点検・状態を踏まえて更新	5 年以内	1 0 百万円・更新	
	比 較 対 象	導水施設	導水管（半町1号）	CIP φ200mm 1,180m	老朽度調査・劣化部の重点更新	5 年以内	2 3 百万円・更新（1/3の敷設替え）
			導水管（半町2号）	CIP φ250mm DCIP φ300mm 1,248m	〃	〃	3 8 百万円 〃
浄水施設		凝集沈殿 着水井	3.7m×1.8m×2.5m 16m ³ 1池	老朽度調査			
		混和池	16m×1.2m×1.8m 35m ³ 1池	〃			
		沈澱池	16m×6m×3m 288m ³ 1池	〃			
		薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ 追加	毎年点検・状態を踏まえて修繕	15年以内		・修繕
		濾過送水ポンプ井	2 0 0 m ³ 1池				
		ろ過ポンプ	吐出量 1.0m ³ /分、 7.5Kw 4台	毎年点検・状態を踏まえて修繕	15年以内		・修繕
		急速濾過機	φ 2 m 処理量 1,000m ³ /日 4基	平成20・21年度で内部を補修	〃	(20百万円)	〃
		洗浄ポンプ	吐出量1.8m ³ /分 出力11Kw 1台	毎年点検・状態を踏まえて更新	5 年以内	6 百万円	・更新
排水調整池		排水調整池	8×8×3.65m 200m ³ /日 1池				
		浄水池	3 池 有効容量計 8 0 0 m ³	池内面防水等の補修	5 年以内	5 百万円	・修繕
関係施設等		監理設備	テレマタ通信・監視制御設備	毎年点検・状態を踏まえて更新	10年以内	6 0 百万円	・更新
		建築物等	管理棟その他の建築物	外壁等の鉄筋露出部等の補修	5 年以内	3 百万円	・修繕

計 240百万円 *急速濾過機の補修を除く。

(2) 更新、修繕等に係る概算費用及びコスト

修繕や更新の期間は、施設等の経年や重要度などを勘案し、次年度から平成26年度まで(前期)の5年間と同じく平成31年度まで(後期)とします。概算額は、240百万円(修繕費13百万円、更新費227百万円)で、前期は157百万円、後期は83百万円と見込まれます。

1㎡あたりのコスト(この場合は修繕費、減価償却費、起債利息の合計)は、**平成26年度で約11.6円(同31年度で約15.3円)増加**すると見込まれます。この結果、**桜ヶ丘水源における1㎡あたりのフルコストは、平成26年度においては約63円(同31年度で約62円)と見込まれます。**

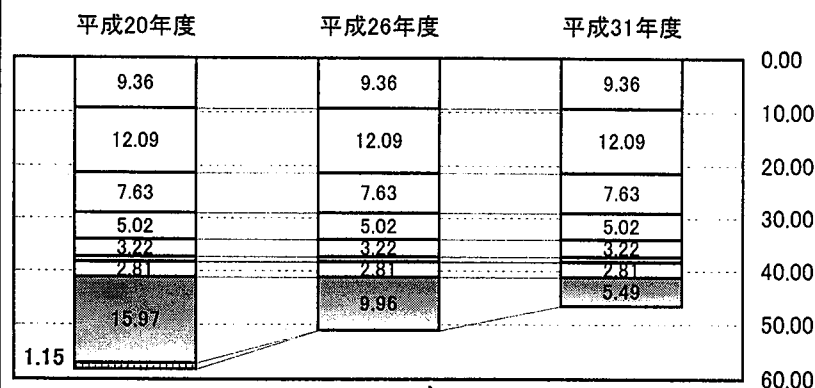
【コスト算定条件】

- ・修繕及び更新は、前期、後期の5年単位で区分し、各々の期間において平準化して実施することとする。
- ・減価償却費は、地方公営企業法に基づき、施設、設備ごとの耐用年数とする。
- ・更新の財源は全額を企業債等とし、借入れ利率は年2.5%とする。(元金償還据置き期間なし、元利均等償還)
- ・コスト算定において、桜ヶ丘浄水場から供給する給水量は、年間1,231,114㎡(平成20年度実績)とします。
- ・既設浄水場のコスト(既存施設コスト)は、更新、修繕を行わずに現状のままで推移すると仮定した場合のコストを用いる。
[平成20年度の実績額58.3円を基礎に、経年推移を見込み平成26年度は51円(同31年度は47円)とする。表、グラフを参照]
- ・桜ヶ丘水源のコストは、既存施設コストに(1)の更新、修繕の見通し額に基づき算定した新たな増加コストを加えた額とする。

【既設桜ヶ丘浄水場における水源コストの内訳・見通し】

費 目	平成20年度	平成26年度	平成31年度
職員給与費	9.36	9.36	9.36
動力費	12.09	12.09	12.09
修繕費	7.63	7.63	7.63
委託料	5.02	5.02	5.02
薬品費	3.22	3.22	3.22
通信運搬費	0.95	0.95	0.95
賃借料	0.07	0.07	0.07
光熱水費	2.81	2.81	2.81
減価償却費	15.97	9.96	5.49
支払い利息	1.15	0.00	0.00
その他経費	0.00	0.00	0.00
計	58.26	51.10	46.62

年間配水量 1,231,114 1,231,114 1,231,114 ㎡

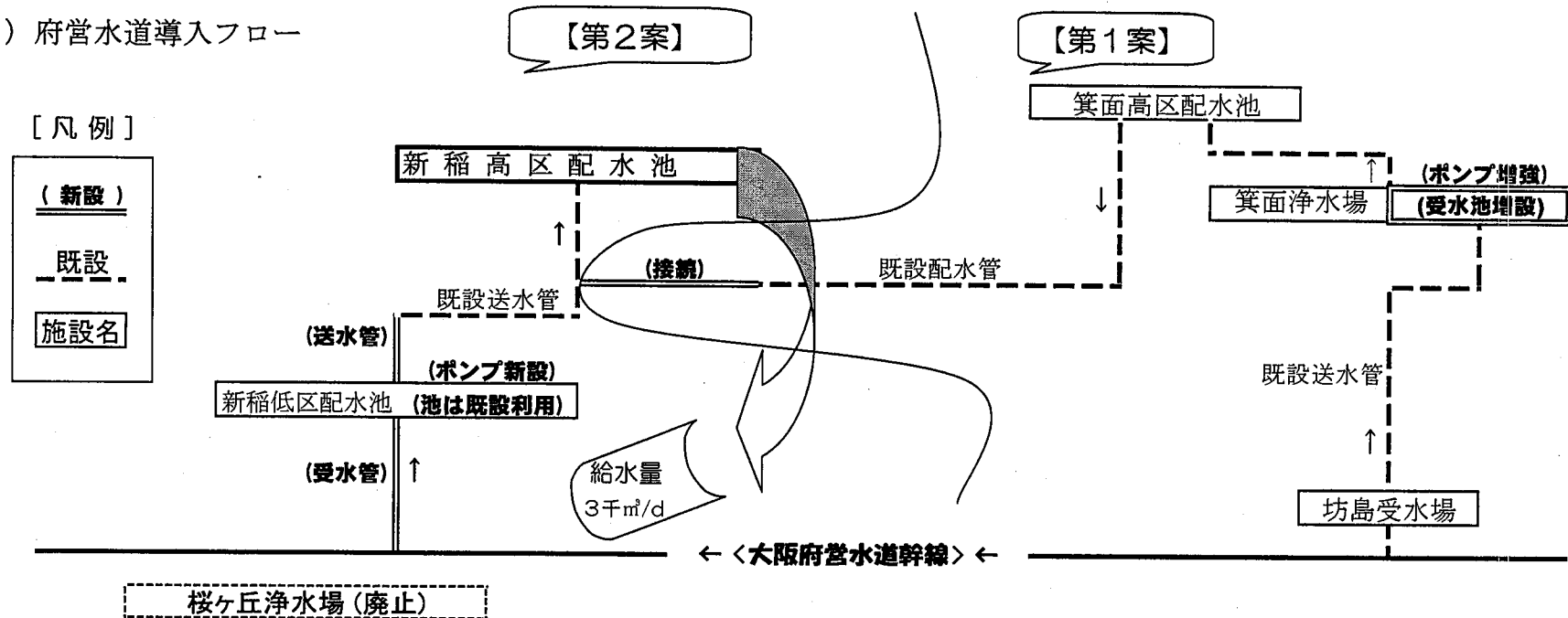


- *コストが減少するのは、建設等に係る借入金の償還完了によって利息支払いがなくなること、並びに減価償却費が減少(施設等の減耗によりその価値が低下)していくことによるものである。
- *その他の費目については、平成20年度実績で推移するものとしている。

資料 2 府営水道への水源変更について

現在の桜ヶ丘浄水場を廃止し、大阪府営水道に水源を変更して新稲高区配水池に送水し、当該配水区域に給水することについて検討しました。この検討にあたり、維持管理費を勘案すると、既設の施設、配水管路などを最大限利用し、整備費用が安価になるようにすることが必要なことから、前回審議会において示した府営水道導入案のうち、整備費用がより低額となる**第1案**について**整備費用、コスト**を算定しました。

(1) 府営水道導入フロー



(2) 整備概要・概算額

第2案			
項 目	整 備 概 要	概算額	備 考
受水管敷設	φ200 ℓ=460m	40百万円	
受水池築造	---		既設池を利用
送水ポンプ設備	3.0m ³ /分 45KW・2台	30百万円	
送水管敷設	φ200 ℓ=200m	15百万円	既設管に接続
受電・変電設備	250KVA	30百万円	
監視制御設備	1 式	40百万円	
	計	155百万円	

第1案		
整 備 概 要	概算額	備 考
---		既設利用
容量アップ 500m ³	50百万円	容量増設
3.0m ³ /分 18KW・2台	20百万円	
φ200 ℓ=230m	20百万円	送水管に接続
100KVA	15百万円	電力増設
1 式	20百万円	
計	125百万円	

(3) 整備に係る概算コスト

府営水道導入に要する概算額は、125百万円(第1案)と見込まれ、実施は次年度から平成26年度までの5年間とし、費用については平準化して算定しました。算定条件を資料1における桜ヶ丘水源を継続する場合のようにして算定すると、コストは**平成26年度で約7.1円(同31年度で約5.8円)が必要**と見込まれます。このコストは、桜ヶ丘水源である新稲高区配水系を府営水道に変更する整備に要するものであるため、水源コストの比較においては府営水道料金が加わります。この結果、前記の**整備コストと現行の府営水道料金(88.1円)を合計すると、平成26年度で約95.2円(同31年度約93.9円)になると見込まれます。**

参考資料（１）送水・配水施設の維持更新等について

桜ヶ丘浄水場或いは府営水道の水源如何に拘わらず、いずれも需要家に給水していくには浄水、送水、配水など施設全体の機能維持が不可欠です。

引き続き、桜ヶ丘水源を供給していくにあたっては、現在の供給ルートである送水管、配水池、管路などの適切な維持管理も必要になります。

浄水場と同様に送水・配水施設も建設後40年が経過し、これらも更新時期を迎えており、併せて耐震化を進めていくことが必要になっています。

そこで、**いずれ更新が必要であることを踏まえ、「桜ヶ丘浄水場のあり方」検討にあわせて送水・配水施設の整備並びに維持更新等の見通しを検討しました。**

（１）送水・配水施設にかかる更新などの見通し

施設区分	名 称	諸元・定格等	維持管理面の対応、措置	更新などの目安	概 算 額	摘 要
送水施設	受変電設備（２回線）	高圧150KVA 低圧200KVA 他	毎年点検・状態を踏まえて更新	10年以内	5 0 百万円	・更新（高圧受電設備の縮小）
	新稲低区送水ポンプ	φ 100mm 1.3m ³ /分 18.5Kw×2台	*将来、廃止する。	――	――	*継続する間は修繕する。
	新稲高区送水ポンプ	φ 125mm 3.2m ³ /分 100Kw×2台	毎年点検・状態を踏まえて更新	15年以内	――	――
	新稲低区送水管	CIP φ 200mm 延長 1,151m	*将来、廃止する。	――	――	*継続する間は修繕する。
	新稲高区送水管	CIP φ 250mm 延長 1,527m	老朽度調査・劣化部の重点更新	5年以内	3 8 百万円	・更新（1/3の敷設替え）
配水施設	新稲低区配水池	φ 13.7m×6.8m PC 1,000m ³ 1池	*将来、廃止する。	――	――	*継続する間は修繕する。
	新稲高区配水池	φ 12.8m×7.8m PC 1,000m ³ 1池	施設耐震化計画に基づき補強	5年以内	3 0 百万円	・補強（改良）
	//	φ 12.8m×7.8m PC 1,000m ³ 1池	//	//	3 0 百万円	//

計 148百万円

（２）送水・配水施設の更新等に係る概算費用とコスト

算定にあたり、将来の桜ヶ丘浄水場における設備更新費用の縮減等も考慮し、**新稲低区配水池を廃止**するとして送水・配水の整備について検討しました。

更新及び耐震補強に要する概算額は148百万円で、前期（平成26年度まで）は98百万円、後期（平成31年度まで）は50百万円が必要と見込まれます。

更新、耐震補強により新稲高区配水池から給水する1m³あたりのコストは、**平成26年度で約6.4円（同31年度で約9.7円）が必要**と見込まれます。

このコストは、当該区域の送水・配水施設の更新等に係るコストですが、他の区域で更新する場合も同様であることから、全事業の給水コストに含まれることになります。

これを全事業の給水コストに換算推計すると、平成26年度で0.6円（平成31年度で0.9円）程度押し上げると見込まれます。

なお、将来、新稲低区配水池を廃止した場合には、配水池などの構築物を除却し、用地（884m²）を売却することができます。

桜ヶ丘浄水場に係る審議経過のまとめ及び答申骨子について

○ 審議経過のまとめ

桜ヶ丘浄水場の今後について、桜ヶ丘浄水場の廃止（府営水道導入）及び桜ヶ丘浄水場更新（概算事業費 1,928 百万円）の 2 ケースを提示

廃止か全面的な更新かという 2 つのケースだけではなく、最小限の投資によって既存施設を継続使用し、府営水道の受水単価を下回る浄水処理コストが維持できるなら、利用者にとってもメリットがあるため、桜ヶ丘浄水場の継続使用も検討の対象とする。

1 桜ヶ丘浄水場の全部更新について

概算事業費（1,928 百万円）で更新すると、浄水処理コストが 1 立方メートル当たり約 140 円になるなど、将来の水道料金を押し上げることに繋がることから、検討の対象から除くこととする。

2 府営水道の導入（桜ヶ丘浄水場廃止）について

府営水道を導入（桜ヶ丘浄水場の廃止）するポイントは、桜ヶ丘浄水場の浄水処理コストが府営水道の受水単価を上回るとき。

3 現行施設の継続使用について

桜ヶ丘浄水場の浄水処理コストが府営水道の受水単価を下回っている間は、現施設を継続使用することが妥当ではないか。

- ・ 桜ヶ丘浄水場を継続使用する場合、安定給水を確保する観点から、老朽度等に応じた施設・設備の更新や補修が必要である。
- ・ 更新や補修を実施しても、桜ヶ丘浄水場の浄水処理コストは当分の間、府営水道の受水単価よりも低額で推移すると見込まれる。
- ・ 当面、既存施設を継続使用することとし、5 年経過後に、その時点の事業を取り巻く経営環境を踏まえ、評価を実施する。
- ・ なお、既存施設の継続に当たり、バックアップ機能の補強、送水・配水施設の更新等及び浄水処理方法の改良について検討する。

以上の内容を整理し、答申の骨子とする（裏面）。

○ 答申骨子（案）

はじめに

諮問に至った経過を記載する。

審議経過と結論

次の内容で整理する。

- ・ 桜ヶ丘浄水場の今後のあり方について、安全・安心、低廉な水道水の確保という観点から、審議を進めた。
 - ・ 施設を廃止し大阪府営水道に変更する及び施設を更新し引き続き使用するという、廃止か全面的な更新かという2つのケースに対して、審議の中では既存施設を継続使用し、大阪府営水道の受水単価（以下「府営水道料金」という。）を下回る浄水処理コストが維持できるなら、利用者にとってもメリットのある選択肢となるのではないかという意見が出された。
 - ・ 当審議会では現施設を適切に維持管理しながら、継続して使用するという手法も検討する必要があると判断し、検討に必要な資料の提出を求め、鋭意検討を進めてきた。
 - ・ 検討の結果、現施設の維持補修を適切に実施することによって、延命化が可能であるとともに経済性においても優位であると判断し、老朽度に応じた補修等を実施しつつ、施設を継続使用することが妥当であるとの結論に至った。その際には、バックアップ機能を補強しておくことが必要になる。
 - ・ 桜ヶ丘浄水場施設の老朽度、浄水処理コストの動向等について、慎重な見極めが必要であることから、5年経過後（平成26年度）を目途に事業を取り巻く経営環境の整理・分析を踏まえ、時代の変化に対応した評価を実施すべきと考える。
- 併せて、桜ヶ丘浄水場の補修等による浄水処理コストや府営水道料金の推移を勘案しながら、安定給水、水質改善に係る次の事項について検討していくことが必要である。
- ① 送水・配水施設の更新等及び耐震化の推進
 - ② 浄水処理方法の改良
- ・ 桜ヶ丘浄水場の廃止については、浄水処理コストが府営水道料金を上回る事態に至ったときと考える。

おわりに

今後とも上下水道事業を取り巻く社会経済情勢の変化や経営改善の取り組み状況を確認しながら、引き続き経営ビジョンの検証等を進めていくことを記載する。

第3回審議会における2つの検討事項について

- 1 更新に必要な費用について、財源を検討する（一般会計及び国庫補助）。
- 2 桜ヶ丘浄水場の水質に着目し、料金に格差を設ける。

- 1 桜ヶ丘浄水場の存在によって、複数水源が確保され、リスクへの対応も可能になる。よって、危機対応という観点から更新費用の財源（公費負担）について検討する。

○ 一般会計の補助について

地方公営企業法
(補助)

- 第17条の3 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

(地方公営企業法逐条解説)

・ 災害の復旧

災害が発生し、公営企業自身の力のみによっては、施設の復旧を行うことができない場合、住民の生活にとって必要不可欠なサービスの提供に支障が生じる場合がある。住民の日常生活を確保するために行政的、財政的に必要な措置を講ずることは地方公共団体の責務であり、住民生活に不可欠なサービスの提供の継続を可能にするため、企業に対して一般会計から補助をすることは、一般財源の使途としても正当化される。

・ その他特別の理由

災害に準ずるような、災害と同程度の合理的理由がある場合のみがここにいう特別の理由に該当すると解されるべきものである。

一般会計からの補助は、合理的理由がある場合に認められるものであり、災害に備えた施設整備に対する補助に合理的理由があるのか検討が必要である。

仮に合理的理由があつたとしても、一般会計に財政的な余裕があるか問題となる。箕面市では、「箕面市緊急プラン（素案）」を作成し、5年間（平成21年度から平成25年度まで）で総額273億円の財源不足を解消することを目標としており、企業会計等への繰出は抑制することになっている。

また、地方公営企業の経費の負担の原則は、負担区分を前提とした独立採算である。災害発生の可能性は常に存在するものであり、リスクに備え経営を持ちこたえるだけの内部留保を確保することが求められる。

○ 国庫補助について

① 高度浄水施設等整備費

- ・ 国庫補助採択基準を満たさない。
→ 給水人口 5 万人未満であること（箕面市×）。

② ライフライン機能強化等事業費（基幹水道構造物の耐震化事業）

- ・ 国庫補助採択基準を満たさない。
→ 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域であること（箕面市×）。
→ 東南海・南海地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域であること（箕面市×）。

☑ 結論

現時点では、一般会計及び国庫補助事業による財源確保は困難と考えられる。
なお、国庫補助については、日本水道協会等を通じて補助採択基準の緩和、補助対象範囲の拡大等を国に対して要望しているところである。

- 2 桜ヶ丘浄水場の水質に着目し、当該浄水場の配水区域の水道料金を割高にする（格差を設ける。）ことの妥当性について、水道法、地方公営企業法及び地方自治法の規定を基に検討する。

○ 水道法

（供給規程）

第 14 条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（水道法逐条解説）

第 4 号は、水道の利用関係における公平の原則を定めたものである。本号の規定は、特定の利用者に対する不当な差別を禁じたものである。なお、正当な理由に基づいて格差をつける場合には、不当な差別的取扱いに該当しない。

→ 用途別料金体系、口径別料金体系等

これに対して、同一の水道事業の給水区域において、新たに拡張した地区の工事費を勘案してその地区の料金を割高に設定する等は差別的取扱いに該当する。

○ 地方公営企業法

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(地方公営企業法逐条解説)

合理的な理由なしに特定の利用者の料金を高くしたり、不当に割安にしたりする料金は公平妥当な料金体系を有するとはいえない。

○ 地方自治法

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

公の施設を利用することについて、合理的な根拠のない差別的取り扱いを禁じている。

以上から、水質を理由として、桜ヶ丘浄水場に係る料金を割高にすることが差別的取り扱いに該当しないか、公平妥当で合理的なものなのか検討が必要である。

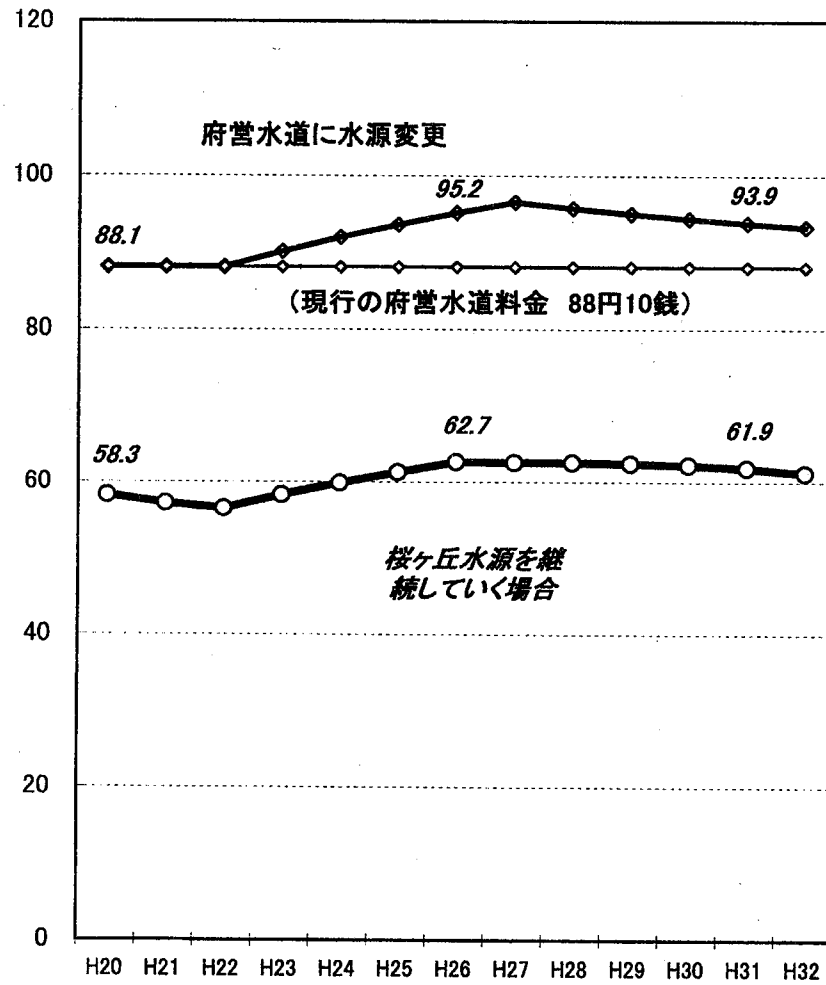
☑ 結論

水質を根拠として料金を割高に設定することは、次の点から疑問も多く困難であると考えられる。

- ・ 水道料金については、生活必需品である生活用水の対価であるということから、同一給水区域同一料金が原則である。
- ・ 水道水は、全て水道法第4条に規定する水質基準を満たしており、ある地域の水質がより良好なものであったとしても、割高な料金を正当化するに足る合理性を有するとは思えない。また、水道料金は給水に要する個別原価に基づいて設定されるべきもので、水質がどの程度の貨幣的価値を有するか説明が困難である。
- ・ 桜ヶ丘浄水場に係る配水区域は、大阪府営水道水と完全に区分されたものではなく、状況によっては大阪府営水道水が供給されることもあり、桜ヶ丘浄水場の水質を理由にした割高な料金設定について、合理的な説明が可能か。

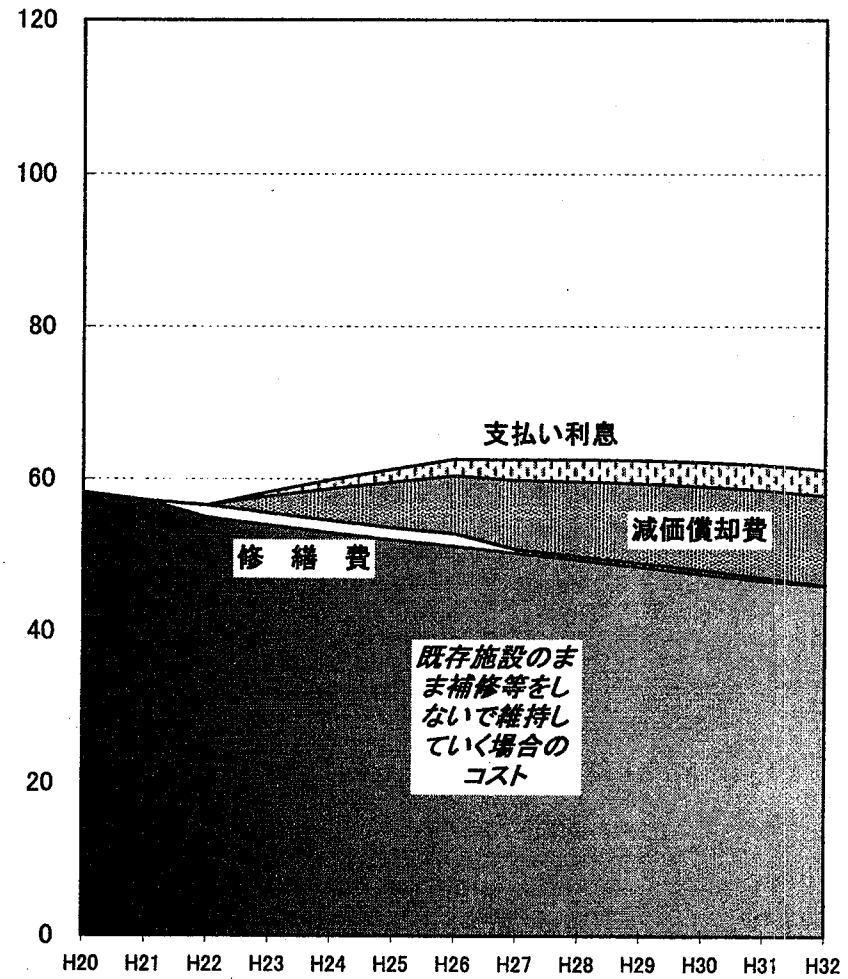
グラフ【1】

府営水道と桜ヶ丘水源のコスト比較

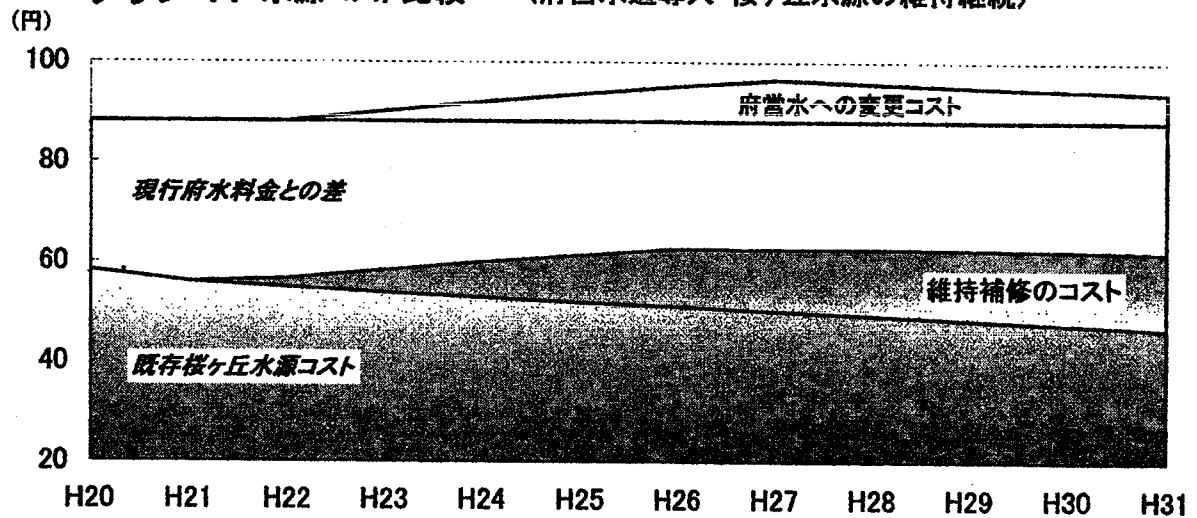


グラフ【2】

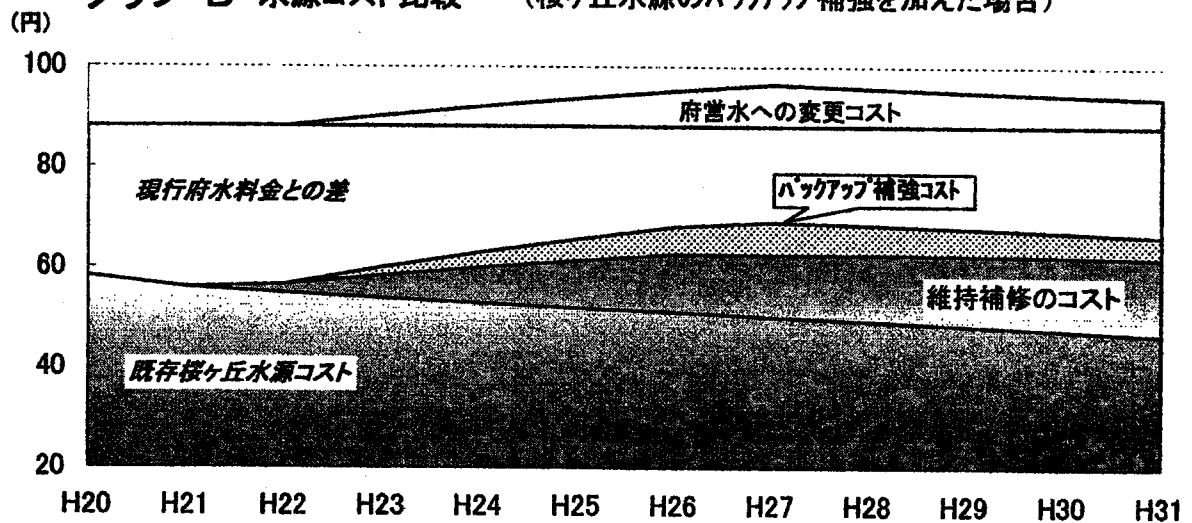
桜ヶ丘水源を補修しつつ継続する場合のコスト内訳



グラフ A 水源コスト比較 (府営水道導入・桜ヶ丘水源の維持継続)

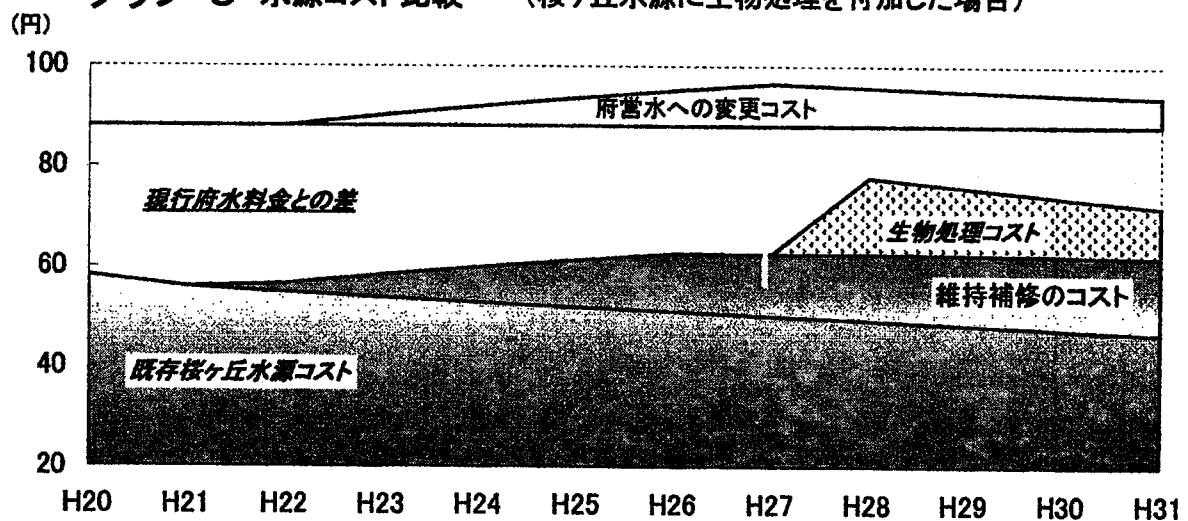


グラフ B 水源コスト比較 (桜ヶ丘水源のバックアップ補強を加えた場合)



(注)バックアップ補強コストは水源費ではないが、桜ヶ丘水源の継続には整備が不可欠なので、費用比較する上で水源費用に加えた。

グラフ C 水源コスト比較 (桜ヶ丘水源に生物処理を付加した場合)



(注)生物処理を付加した場合について試算すると、府営水道が20%強引き下げ(▼17.62円→70.48円)られると均衡すると見込まれる。